

平成20年度周防大島町行政改革推進委員会における委員意見書に対する町の対応

	意見要旨	担当課	町の考え方・対応
1	平成21年度において、人事評価制度の研修を予定されているが、もう少し前向きにスピード感を持った取り組みを進めること。また、第三者による評価も検討されること。	総務課	平成21年度に、全職員を対象に人事評価の基礎研修を実施しました。平成22年度については、幹部職員を対象とした実務研修を予定しております。
2	定員適正化計画以上の職員数の削減が進んでいる状況であるが、20年30年先のことを視野に入れ、年代間による職員数の格差が生じないように計画的な職員採用を検討されること。また、民間と行政との人材交流、あるいはワークシェアリングの導入も検討していかないと将来的には厳しいのではないかと。	総務課	現時点において、年代間の職員数の格差、特に若年層に格差が生じているのは、事実です。平成22年度は、定員適正化計画（平成23年度～平成27年度）の策定年度でもあり、ご指摘のとおり先のことを視野に入れた職員採用を検討してまいります。 また、平成21年度については、周防大島町社会福祉協議会職員1名の出向を受け入れ地域包括支援センターで業務を行っております。
3	民間企業における職員研修の実施を以前から提言しているところであり、課題を整理し実施に向け検討されること。	総務課	民間企業における職員研修は、職員が一定期間町の業務を離れ、派遣先職員としての身分を併せ持ち、直接、派遣先の業務に従事することにより職員個人の資質向上を図ろうとするものです。研修の目的という観点から民間企業派遣研修を大別すると次の二通りの研修が想定されます。 民間企業の接客やサービスの実際を職員に経験させることにより職員の意識改革を図り、町民への窓口対応や接遇に活用することを目的とするもの。 派遣期間としては、比較的短期間（最低1～2週間）で研修効果が得られる。 派遣先としてはある程度、派遣先企業への負担を伴うことを考えると、一定規模以上の地元企業（小売業やホテル等）が想定されます。 民間企業の意思決定過程や顧客ニーズの把握手法あるいは経営戦略という公的部門とは異なる企業の経営そのものを学び、そうした資質を備えた人材を通して民間企業の考え方を行政に反映することを目的とするもの。 派遣期間としてはある程度、長期間（1～2年間）を想定する必要がある。 派遣先としては、一般的には地元の大企業で、商工行政等を通じて自治体との関わりが深く、また、その業界における指導的な立場にあり、かつ社内の研修制度が充実している企業が想定されます。 町職員を地方公共団体以外の団体に派遣するには、退職、休職、職免、職務命令のどれかの取扱いによることとなりますが、休職、職免は、地方公務員法第35条に定められている、公務員の当然の義務として全ての公務員に課せられている職務専

			<p>念義務を免除するものであり、いずれも任命権者は派遣先での業務を公務と考えていないものであり、地方公務員災害補償法の対象とはならないものです。</p> <p>研修についても、職務専念義務の免除による場合と公務による場合とが考えられます。派遣の趣旨、事故が起きた場合の等の救済、給与退職金、年金の期間通算といった観点から、公務による研修（職務命令）といった位置付けが妥当と考えられますが、この場合においては一私企業のために自治体から給料をもらって働くことは許されないのではないかとといったことが懸念されます。</p> <p>山口県内の状況を見ますと、県職員においては民間企業派遣研修実施要領に基づく民間企業での研修派遣や山口県教育委員会が教育公務員特例法第 22 条第 3 項に基づき、教頭経験者に 1 年間の長期社会研修を実施している例がありますが、市町においては、一般職の職員を民間企業に研修派遣している例が無いように聞いております。</p> <p>しかしながら、町の窓口対応等に対して利用者の皆様からの苦情があることも事実であり、平成 22 年度においては、全職員を対象とした民間事業者による接遇研修を実施するとともに、民間企業での研修の実施についても積極的に検討してまいります。</p>
4	<p>過疎地の対策には、NPO 法人の活動が有効的であるため、NPO 法人の支援育成に積極的に取り組まれること。また、大島商船高等専門学校との産官学連携機能の活用を検討されること。</p>	<p>政策企画課</p>	<p>NPO 法人等がまちづくりの活動に取り組むにあたって、特に国等の支援を受ける場合、本町の総合計画をはじめとする諸計画との関連や位置づけは重要であり、それぞれに実現に向けた連携支援を図ながら、また、地域活動を行う団体が連携して行うまちづくりについては、県とともに平成 17 年度から財政的支援を行ってきたところです。大島商船高等専門学校についても、連携協定のもと、様々な連携事業を行っており、平成 20 年度からは起業家育成のための「島スクエア」、平成 21 年度には産官学連携による教育研究支援と社会貢献を目的に「地域連携交流会」の設立も行われました。また、本年 1 月には、大島商船高等専門学校と町とで災害時の情報伝達に係る公開シンポジウムを開催しました。</p>
5	<p>環境負荷低減対策をもっと積極的に推進し、太陽光発電や潮流発電等を利用した地域発電に取り組む、クリーンエネルギーを町のシンボルとしたプロジェクトも検討してはどうか。</p>	<p>生活衛生課</p>	<p>地球温暖化問題は、わたしたちの生存基盤に関わる最も重要な環境問題のひとつです。本町では、温室効果ガスを削減し、地球温暖化対策を推進するためのクリーンエネルギー政策として平成 21 年 8 月 1 日から町内において住宅用太陽光発電システムを設置しようとする者に対して、補助金（1 kW 当たり 1 万円）を交付しております（補助実績 4 件 173 千円）。</p>

			<p>平成22年度も継続して交付を予定しておりますので、広報、町ホームページ等で普及啓発をして参りたいと思います。</p> <p>また、教育委員会所管の4中学校に太陽光発電を導入することで、工事に取り掛かっています。</p> <p>東和中(19KW:21,891千円)大島中(18.7KW:28,623千円)久賀中(19KW:25,683千円)は契約済み、安下庄中(18.7KW:35,596千円)は未契約。東和中以外は、平成22年度に繰越しとなります。</p>
6	<p>周防大島町行政改革推進委員会については、年度末の報告だけでなく、途中経過の報告と問題提起を行うため年数回程度は開催すること。</p>	<p>総務課</p>	<p>行政改革推進委員会は、町の行財政改革のあり方や行政改革大綱実施計画に基づく改革の進捗状況について報告を受け、意見を述べることとされており、年度末に各担当課の該当業務の進捗状況を取りまとめ委員会に報告し、意見をいただくこととしておりました。</p> <p>今年度については、年度途中では進捗状況が明らかなものが少なく、報告を取りまとめることが困難でありましたので、この時期に開催させていただきました。</p> <p>なお、来年度は次期行政改革大綱の策定の年となっており、現大綱の取組状況を精査し次期大綱へ反映するため、年数回の開催を予定しております。</p>